

岩手県告示第347号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち総務部に係るもの（平成20年岩手県告示第269号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
総務室	<u>私立学校運営費補助、私立学校教職員退職金給付事業費補助、日本私立学校振興・共済事業団補助、私立高等学校一般施設整備費補助、私立高等学校等授業料減免補助及び公立大学法人岩手県立大学運営費交付金</u>	総務室	公立大学法人岩手県立大学運営費交付金
		法務学事課	<u>指定認証機関交付金、私立高等学校等就学支援金交付金、私立学校運営費補助、私立学校教職員退職金給付事業費補助、日本私立学校振興・共済事業団補助、私立高等学校等授業料減免補助、認定こども園整備事業費補助、認定こども園等環境整備事業費補助及び学校図書館等整備・充実事業費補助</u>
税務課	[略]	税務課	[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			